**仏国オープンライセンス（仮訳）**

参考資料３

利用者は、「制作者」が提供した「情報」を、本ライセンスが定める条件に基づいて、自由に再利用することができる。

**本ライセンスに基づく本情報の再利用**

「制作者」は、「再利用者」に対して、以下に定める自由および条件に基づいて、世界的で、恒久的で、無料で、非独占的な、「本情報」を利用する本ライセンスに服する属人的権利を付与する。

**利用者は、「本情報」を自由に再利用できる。**

* 「本情報」を複製し、コピーし、公表し、送信する。
* 「本情報」を普及し、再配布する。
* 「本情報」を応用し、修正し、変形し、「本情報」から抽出する。例えば、「派生情報」を創造するために「本情報」に基づいて構築する。
* 「本情報」を商業的に利用する。例えば、「本情報」を他の「本情報」と結合するか、または自身の製品またはアプリケーションに含める。

**利用者は、上記の行為を行う場合、以下を行わなければならない。**

* その出所（少なくとも「制作者」の名称）および最後に更新された日を確認して「本情報」の帰属を表記する。

「再利用者」は、「本情報」に関連する1以上のハイパーテキスト・リンク(URL)を提供し、実効的にその出所を確認することで、本条件を履行することができる。

本帰属の記載は、「再利用者」または「本情報」の再利用について、「制作者」またはその他の公共団体によるいかなるオフィシャルな位置づけまたは承認を示唆するものではない。

**責任**

「本情報」は、本ライセンスに明記されない、その他の明示的または黙示的保証なしに、「制作者」が制作し、または受領したままで提供される。

「制作者」は、本ライセンスが定める自由および条件に基づいて「本情報」を無料で提供することを保証する。「制作者」は、「本情報」が、いかなる誤謬または不規則性も含まないことを保証することはできない。「制作者」は、「本情報」の継続的供給を保証しない。「制作者」は、再利用の結果として第三者に対してもたらされた、いかなる種類の損失、損傷、または損害についても責任を負わない。

「再利用者」は、「本情報」の再利用に単独で責任を負う。再利用は「本情報」の内容、出所、および最終更新の時について、第三者に誤解を与え、あるいは虚偽表示をしてはならない。

**知的財産権**

「制作者」は、「本情報」が、第三者に帰属するいかなる「知的財産権」にも服さないことを保証する。

「本情報」を含む文書に対して「制作者」が保有する「知的財産権」は、「本情報」の自由な再利用を妨げない。「本情報」を含む文書に対して「制作者」が「知的財産権」を保有する場合、「制作者」は「知的財産権」を非独占的に、無料で、世界的に、および当該「知的財産権」の全存続期間にわたって「再利用者」に譲渡し、「再利用者」は、本ライセンスに定める自由および条件に従ってそれらを利用することができる。

**本ライセンスの両立性**

「本情報」の再利用を促進するため、本ライセンスは、少なくとも「本情報」の帰属を要求するいかなるライセンスとも両立するよう設計されている。例えば、本ライセンスは、英国の「政府オープンライセンス」(OGL)、クリエイティブ・コモンズの「クリエイティブ・コモンズ帰属2.0」ライセンス(CC-BY2.0)、およびオープンナレッジ財団の「オープンデータ・コモンズ帰属」ライセンス(ODC-BY)と両立する。

**適用法**

本ライセンスは、フランス法に準拠する。

定義

**知的財産権**\*

「知的財産権」は、フランス知的財産法（著作権、隣接権、およびデータベースに対する独自の権利）によって識別された権利を指す。

**本情報**\*

「本情報」は、本ライセンスの自由および条件に基づいて再利用できる形で提供されたデータまたは情報を指す。

**派生情報**\*

「派生情報」は、「本情報」から直接、または「本情報」および本ライセンスに服さないその他のデータないし情報の結合を用いて創造された、新たなデータまたは情報を指す。

**制作者**\*

「制作者」は、「本情報」を制作し、本ライセンスの自由および条件に基づいて再利用者に公開する主体を指す。

**再利用者**\*

「再利用者」は、本ライセンスの自由および条件に従って「本情報」を再利用する、いかなる自然人または法人も指す。

**オープンライセンスについて**

Etalabは、フランスの政府オープンデータ政策を主導する、フランス首相の権限の下にある特別委員会である。Etalabは、公共部門情報の再利用を促進し、容易な利用を奨励するため、フランス法が定義するオープンライセンスを無料で、可能な限り広範に導入している。

その公共サービスの使命の範囲内で、公共団体は公共部門情報を制作し、受領するが、いかなる自然人または法人も再利用することができる。

フランス法の条件下において、以下は公共部門情報とはみなされない。その通信が、情報アクセス立法に基づく権利ではない情報；工業または商業的性質の公共サービスを行っている公共団体が制作し、受領する文書に含まれる情報、および第三者が知的財産権を保有する文書に含まれる情報。

個人データを含む情報は、フランス法の条件下において再利用できる公共部門情報とはみなさない。ただし、データを収集された個人が再利用に同意した場合、本データが匿名で公共団体により提供される場合、あるいは法的なまたは制定法の規定が再利用を認める場合はこの限りではない（これら3つの場合、再利用はフランスのプライバシー保護立法の順守を条件とする）。

本ライセンスは、オープンライセンスのバージョン1.0である。Etalabは、オープンライセンスの新バージョンを随時提供することができる。ただし、利用者は希望する場合、本ライセンスに基づいて提供される情報を継続して再利用することができる。